

## ●幹事会における提言及び報告の審議の手順について

〔平成29年12月22日  
日本学術会議第258回幹事会申合せ〕

幹事会における提言及び報告（以下「提言等」という。）の審議は、以下に定める要領に従って行うものとする。

- 1 分野別委員会又は分科会から提出された提言等の案については各部が、課題別委員会又は分科会から提出された提言等の案については「科学と社会委員会」が、機能別委員会の分科会から提出された提言等の案については各機能別委員会が、それぞれ責任をもって査読する。表出主体が複数ある場合の査読の手順に関する事項は、別途幹事会で申合せ。
- 2 事務局は、原則、幹事会開催の14日前までに幹事会の構成員に提言案を送付する。
- 3 事務局は、幹事会からの意見に基づき、別紙様式に沿って指摘事項一覧案を作成する。
- 4 上記1の査読分担に従い、当該部又は委員会は、指摘事項一覧案の確認を行う。
- 5 事務局は、確認を経た指摘事項一覧を、提言等の案を作成した委員会又は分科会（以下「作成委員会又は分科会」という。）に送付する。
- 6 作成委員会又は分科会は、修正を行った提言等の案及び指摘事項一覧に対する回答を事務局に送付する。事務局は、これを幹事会の構成員に送付する。
- 7 幹事会の構成員は、修正を行った提言等の案及び指摘事項一覧に対する回答に基づき、自己の指摘に対する修正がなされているか確認し、必要に応じて追加的な指摘を行う。これらの指摘は事務局が取りまとめ、作成委員会又は分科会に送付する。
- 8 上記の過程を経て、指摘を行った全ての構成員が了解した後、会長が最終確認を行う（会長が作成委員会又は分科会の委員を務める場合の最終確認者は、別途幹事会が指名する。）。
- 9 会長から最終確認が得られた後、事務局は所要の公表手続きを行う。
- 10 勧告、要望、声明及び回答にあつては、提言等に準じることを原則とし、必要に応じ、幹事会において特例的な扱いを定める。

附 則（平成31年4月24日日本学術会議第277回幹事会決定）

この決定は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年3月26日日本学術会議第288回幹事会決定）

この決定は、決定の日から施行する。